

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成16年10月21日(2004.10.21)

【公表番号】特表2000-500801(P2000-500801A)

【公表日】平成12年1月25日(2000.1.25)

【出願番号】特願平9-520197

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 95/00

C 0 8 J 9/30

C 0 8 L 21/00

【F I】

C 0 8 L 95/00

C 0 8 J 9/30 C E Q

C 0 8 L 21/00

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月28日(2003.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成15年10月28日

特許庁長官 今井 康夫 殿

1. 事件の表示 平成9年特許願第520197号

2. 発明の名称 ビチューメン組成物およびその製造方法



3. 補正をする者

事件との関係

特許出願人

名 称

シエル・インターナショナル・リサーチ・マーチャツ
パイ・ベー・ウイ

4. 代 理 人

郵便番号

106-0042

住 所

東京都港区麻布狸穴町62番地の5 川原田ビル2階

電話番号

03-3560-1580~1

ファクシミリ

03-3560-1582

氏 名

(6435) 弁理士 川原田 一穂



5. 補正命令の日付 自 発

6. 補正対象書類名 明細書、請求の範囲

7. 補正対象項目名 明細書、請求の範囲

方 式 査
方 審

8. 補正の内容

- (1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。
- (2) 補正明細書第1頁下から第12行、同第6行および第3行に「ASDM」とあるを、それぞれ「ASTM」に訂正する。
- (3) 明細書第5頁第7行および第8行に「ASDM」とあるを、それぞれ「ASTM」に訂正する。

以上

請求の範囲

1. 300 dmm以下 (ASTM D5により25℃にて測定)の針入度を有するビチューメント、混合物全体に対して3重量%以下の量で存在する熱可塑性ゴムとを含む混合物を、酸素含有ガスを用いてブローすることからなる、道路用アスファルト混合物中に使用するためのビチューメント組成物の製造方法。
2. 該混合物を空気でブローする、請求項1の方法。
3. 温度を210～260℃の範囲で用いる、請求項1または2の方法。
4. 該熱可塑性ゴムが、少なくとも2個の末端ポリ(モノビニル芳香族炭化水素)ブロックと少なくとも1個の中心ポリ(共役ジエン)ブロックとを含んで必要に応じて水素添加されたブロックコポリマーからなる、請求項1～3のいずれか一項の方法。
5. 該ブロックコポリマーは、式A(BA)_mまたは(AB)_nX(式中、Aはポリ(モノビニル芳香族炭化水素)および10%までのコモノマーのブロックを表わし、Bはポリ(共役ジエン)および10%までの他のコモノマーのブロックを表わし、Xは多価カップリング剤の残基を表わし、nは≥1の整数を表わし、mは≥1の整数を表わす)を有する、請求項4の方法。
6. ブロックAは、ポリ(スチレン)および10%までの他のコモノマーのブロックを表わし、Bブロックは、ポリ(ブタジエン)またはポリ(イソプレン)および10%までの他のコモノマーのブロックを表わす、請求項5の方法。
7. 請求項1～6のいずれか一項の方法により得られるビチューメント組成物。
8. 請求項7のビチューメント組成物の道路用アスファルト混合物中への使用。